

介護保険制度の抜本改善を！
秋の大運動で情勢を切り拓こう

★二つの署名を広げ地域医療・介護を守れの声を東京の隅々から巻き起こそう

地域から突然病院がなくなる、受けたいと思ったときに介護サービスが受けられない、深刻な事態が着々と進んでいます。2つの署名を携えて、地域から署名宣伝行動を計画しましょう。先進的な地域の取り組みを参考に、介護事業所訪問で実態の聞き取り、署名のお願いなどで運動を広げましょう。

**★東京都は地方自治体本来の役割を果たせ！新
都議会スタート！都議会開会日行動を成功させ
よう！**

9月24日(水)12時15分から、東京都庁第一本庁舎前歩道で、都議選後初の都議会開会日行動が行われます。

物価高騰対策、福祉、住まい、教育、中小企業対策・・・どれも待ったなしの課題です。小池都知事に地方自治体本来の役割実現を迫ります。

★「もう限界！平和と社会保障を立て直せ！9・25いのちまもる総行動」in日比谷野外音楽堂
多くの仲間の参加で成功させよう

9月25日（木）13時から、いのちまもる集会が開催されます。①ケア労働者の処遇改善②従来の保険証残せ、高額療養費制度改悪白紙撤回③医療・介護・福祉・保健の現場守れ④軍事ではなく社会保障の拡充で国民負担を減らせの4点を掲げ、いのちとくらし、人権をまもる政治の実現を求めて政府に働きかけます。



実りの秋に学んでたたかおう

全都の仲間と学んで交流し
地域の若 社保協運動の前進を

**地域社保協交流集会に参加して各地域の経験を
学びあおう**

10月11日(土)ラパスホール(大塚・労働会館7階)にて、13時30分から、地域社保協交流集会を開催します

各地域で取り組まれている自治体との懇談、なんでも相談会、学習会、地域宣伝、加盟団体との共闘、調査活動などさまざまな取り組みを持ちより交流します。「これならうちでもできそう」「もう少し詳しく教えて」などなど、次の一手に役立てましょう。

粘り強い運動が要求実現につながります。取り組みの中から新たな担い手が生まれます。みんなで経験を学びあいましょう。

**「知は力」社保協運動の原点に立ち返る東京社
保学校2025に参加しよう**

11月22日(土) 13時30分から、けんせつプラザ東京5階で、東京社保学校を開催します

今回は、後藤道夫先生（都留文科大学名誉教授）を講師に招き、「社会的危機の歴史的背景を考え直す 最低生活の保障とは」と題してお話を伺います。学習は元気の源です。足を踏み出す原動力として、仲間を誘って参加ください。



11月に電話相談も実施します

東京社保協ニュース

東京社会保険推進協議会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F
TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823
Q 東京社保協 検索

生活保護基準引き下げは違法！
厚生労働大臣は謝罪し、一刻も早く違法状態の是正を
～いのちのとりで裁判～



最高裁判所は6月27日、国が2013年から行った生活保護基準引き下げは違法との、画期的な原告勝訴判決を出しました。生活保護利用者は、平均65%、最大10%もの生活扶助費が減額され、その影響が長期間続いた上に、現在の物価高騰、猛暑の激化で生活は一層困難になっています。過去最大の引き下げから10年以上が経過し、一時1000人を超えた原告のうち2割を超える232人が既に亡くなり、判決後も何人もの原告が、過酷な生活環境が改善されないまま亡くなっています。

しかし、福岡厚生労働大臣は、「謝罪するかどうかも含めて専門委員会で検討する」として、違法状態を続けています。

いのちのとりで裁判全国アクションと生活保護引き下げNO！全国訴訟ネットは、現状を速やかに打開するために厚生労働大臣宛で緊急に団体署名と個人署名を提起しています。全国生活と健康を守る会連合会は衆参両院議長あてに署名を開始しています。一刻も早くこの違法状態を是正し、これ以上の痛ましい犠牲者を出さないために、署名への集中的なご協力をお願いします。

★厚労省の3つのウソに騙されないで！

厚生労働省は、この期に及んで3つのウソで開き直っています。

ウソ1「最高裁で国家賠償請求は棄却された。賠償が認められていないのに謝罪した例があるのか」
(毎日新聞8月14日朝刊での厚生労働省幹部の発言)

事実は違います。２００１年６月ハンセン病訴訟、熊本地裁判決では控訴断念の上、坂口厚労相が直接面談し謝罪しています。２０１９年ハンセン病家族訴訟、２００２年３月薬害ヤコブ訴訟などで賠償判決なき「謝罪」が行われています。

ウソ2「最高裁は手続きを違法としただけで、引き下げ自体は違法とされていない…」(同上)

最高裁は、「判断過程統計」という手法で審査した結果「裁量権の逸脱・濫用がある」として生活保護法3条、8条2項に反して違法と判断しています。明らかに引き下げ自体が違法とされたのです。

ウソ3「デフレ調整の論拠について別の理由を持ち出して減額の正当化を目論む?!」

この主張は、裁判で国側敗訴が積み重なるなかで国が突然持ち出した主張です。最高裁も採用しなかった主張を蒸し返すもので言語道断です。

[illegible]

国民皆保険制度を破壊する マイナ保険証「一本化」を撤回させましょう！

厚労省は8月4日、75歳以上が加入する後期高齢者医療については、有効期限が切れた従来の健康保険証でも保険診療を受けられるよう暫定的に認める方針を固め、全国の後期高齢者医療広域連合等に対し通知しました。

全国の社保協や諸団体がこれまで取り組んできた「健康保険証の存続・復活」を求める粘り強い運動の貴重な成果です。

今回の措置以外にも例外がこの間相次いで設けられています

例えば、①国民健康保険加入者について来年3月末まで期限切れの健康保険証の使用を認める、②マイナ保険証が使えない場合に本人確認の手段となる「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証と併せて提示する必要があった取り扱いを改め、暫定的にこの「お知らせ」だけでの受診を可能とする、③マイナ保険証を持たない人だけに発行する「資格確認書」（最長5年）を、障害のある「要配慮者」やすべての75歳以上の高齢者を対象にマイナ保険証の有無にかかわらず交付する、等が挙げられます。

マイナ保険証への一本化に伴う混乱を避けるためのあくまで暫定的な措置ですが、これらの取り扱いを政府・厚労省は実施せざるを得ませんでした。

2024年12月2日に従来の健康保険証の新規発行が停止された以降、このような政府・厚労省によるその場しのぎの例外措置実施の頻発に伴い、医療機関受診時での保険資格確認は、つぎはぎだらけの非常に複雑な制度へと改変されてしまいました。「例外措置」を重ねるほど、医療現場や患者の混乱はさらに広がり、困惑はいつそう深まっています。従来の健康保険証を廃止しなければ、このような問題は生じませんでした

政府・厚労省が固執するマイナ保険証への一本化自体を撤回させることが必要です

マイナ保険証の利用率は2025年6月末時点でも約3割にとどまり低迷しています。政府の狙いに反してマイナ保険証の利用率が伸びない背景にはマイナ保険証のオンライン資格確認システムの不具合などに加え、政府が任意取得を原則とするマイナカードの普及を進めるためにマイナ保険証への一本化を強引に進めていることに対する、国民の強い不信感等が根底にあると言えるでしょう。

国民のいのちと健康を守ることが政府の最優先の責務です。マイナカード普及のために健康保険証を利用し、医療現場や患者の混乱を来すことは本末転倒であって国民皆保険制度の破壊につながります。

全国の社保協・諸団体が連帯して、患者・国民が安心して医療機関を受診できるように、健康保険証の新規発行を再開させる活動を継続しつつ、当面は保険者に対して、マイナ保険証の有無に関わらず被保険者に一律で資格確認書を交付させる取り組みを強めていきましょう！

《東京保険医協会 事務局長 小形歩さん投稿》

福祉人材の確保・定着施策の改善求め 東京都と交渉 全国福祉保育労働組合東京地方本部

福祉保育労東京地本では、毎年7月に東京都福祉局への予算要請行動を行っています。今年も7月28日に都庁で開催しました。

福祉労働者の低賃金や過重労働の実態。それに拍車をかける物価高騰やコロナの集団感染。組合としては「物価高騰のもとで他産業と比較して著しい格差のある賃金水準の是正」や「介護現場などで集団感染が発生した場合の補てんや検査キッドの配布」を求めましたが、東京都からは、「物価高騰対策は国の施策を活用する」「感染症は5類に移行した。減収で困るなら国の融資を受ければよい」など冷たい返答ばかりでした。

「先月、利用者と職員が約30人コロナに感染した。人員不足で体力が回復しないまま出勤した職員もいた。検査キッドがなくて困った（高齢者施設の組合員）」「未だに現場にタイムカードを置いていない。労基署任せにするのではなく、福祉局も福祉現場の法令順守に力を入れるべき（障害者福祉施設の組合員）」など、現場で働く組合員から東京都に対して深刻な実態を伝えました。

今回の要請で確認できたことは、「福祉労働者の賃金水準は低い」ということを東京都に回答させたことです。以前は「給与は労使で決めるもの」として、回答を避けていました。この回答をさせたことは、都の責任で福祉労働者の給与改善を実現するために必須です。

これからもねばり強く運動を進めます。

《全国福祉保育労働組合東京地方本部
國米秀明さん投稿》

建設アスベスト訴訟 製造メーカーと和解が成立 東京土建一般労働組合



17年間の闘いを経て勝ち取った歴史的成果

8月7日(木)、東京高等裁判所において建設アスベスト東京1陣訴訟と同2陣訴訟の主要な被告建材

メーカーが和解に応じ、原告に謝罪しました。1陣では被災者単位で285人のうち234人、2陣では112人のうち98人の原告と和解が成立となりました。全国で最大の同原告団の和解は、各地の後続訴訟に大きな影響を与え、画期的かつ歴史的な成果となります。改修・解体作業および屋外作業の原告（1陣40人、2陣17人）は、和解ではなく、両高裁にて今後、判決が言い渡されます。

建設アスベスト集団訴訟として2008年に提訴してから17年。被災者本人が1陣で9割、2陣で8割が亡くなるなか、裁判所からは和解による早期解決の意思が示されていました。

和解を拒み続けた建材メーカーに対して、原告、弁護団、支援者が内外から「あやまれ、つぐなえ、なくせ」の声を強める中でこの日を迎えました。

報告集会の最後で小野寺弁護団長は、今は亡き原告と、たたかいを継いだ家族など原告団に感謝を述べ、「これをバネに政治を動かし、給付金法の改正を」と訴えました。

《東京土建機関紙「けんせつ」より》

各地域・団体の取り組み

「後期高齢者医療」「高額療養費」2つの陳情不採択に 引き続き区市町村すみずみから声を上げ続けよう 東京高齢期運動連絡会

7月31日(木)東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開かれ、東京高齢期運動連絡会が提出した（1）「後期高齢者医療制度の2割負担者に対する配慮措置を延長するよう国に意見書を提出することを求める陳情」と（2）「高額療養費の自己負担限度額引き上げを白紙撤回するよう国に意見書を提出することを求める陳情」の2件は、いずれも不採択になりました。当日は、東京高齢期運動連絡会、東京社保協、年金者組合、東京民医連などが傍聴しました。

広域連合の7月臨時会は、人事案件が中心で、陳情などを扱わないことが従来からの慣行でした。しかし、東京高齢期運動連絡会の提出した2つの陳情の内容は、次回11月の議会では時期的に間に合わないため、7月議会で扱うように広域連合の事務局に求め、広域連合事務局も慣例を変えて、2件の陳

情を7月臨時会の議題に加えました。広域連合の議会では残念ながら不採択となりましたが、事務局段階では私たちが提出した陳情内容への一定の理解が示されたもので、意義のある取り組みとなりました。

時期に関わらず、切実な要求にもとづく声を上げていくことは大切です。

東京高齢期運動連絡会は、区市町村の首長、区市町村議会に対して同様の陳情・請願を出すことを呼びかけています。

《東京高齢期運動連絡会 菅谷正見事務局長》

次回の4の日宣伝
9月25日(木) 9月は時間と場所
10月14日(火)が変わります

地域社保協の情報をお寄せください

地域の取り組みの交流で
運動を前進させましょう！
チラシ・議案
東京社保協へメールで
情報提供をお願いします
ニュースなど